

※取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しております。

番号	主な御意見の要旨	主な御意見の要旨に対する考え方
	第二次出入国在留管理基本計画（案）	
1	基本計画には、具体的な解決策や数値目標、長期ビジョン等を記載すべき。	本計画は、出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるものであり、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項等を定めることとなっています。 本計画においても、出入国在留管理行政全体として重点的に取り組む事項について今後の指針を示しているものであり、具体的な解決策等については、必要に応じ、個別の施策において検討してまいります。
2	基本計画における課題設定が誤っている。本来の課題に対し、取り得る施策は何か複数案を検討し、国民に提示すべき。出入国在留管理庁だけではなく、政府全体で見直すべき。	本計画は、出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるものであり、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項等を定めることとなっています。 なお、本計画を定めるに当たり、関係行政機関との協議を実施しております。
3	基本計画の内容は、経済的負担の増大など様々な課題を含んでいる。今後の国家運営などを考えると、修正すべき。	本計画は、出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるものであり、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項等を定めることとなっています。 なお、本計画を定めるに当たり、関係行政機関との協議を実施しております。
4	基本計画に掲げる施策について、実施主体、責任の所在、成果目標及び検証方法を明確化すべき。	個別の施策における実施主体や責任の所在、成果目標等については、各施策において必要に応じて適切に設定し、進捗状況の把握や検証に努めてまいります。
5	基本計画に関するパブリックコメントについては、国民への周知を十分に行い、意見を提出するために必要な期間を確保すべき。	本計画に係るパブリックコメントは、法律上義務的に実施しなければならないものではありませんが、広く国民の皆様の意見を聴く観点から任意の意見募集として行ったものです。
	出入国在留管理行政全般	
6	外国人の基本的人権を踏まえた政策とすべき。	本計画のⅢに記載しているとおり、全ての取組を通じて外国人の人権に十分配慮しつつ、各施策の適切な実施に取り組んでまいります。
7	各施策の実施に当たっては、検討過程や目標設定、その実施結果等を公表し、行政の透明性を確保すべき。	各施策の実施状況等については、個別の施策において、必要に応じて適切に公表してまいります。
8	在留外国人の増加等に伴い、社会的不安などが増加している。在留管理や送還など各施策の実施に当たっては、厳格に対応すべき。	在留管理や不法滞在者への対応等については、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
9	難民認定手続など各施策の実施に当たっては、外国人の人権等に十分に配慮した上で実施すべき。	難民認定手続を含む各施策について、外国人の人権に十分配慮し、真に保護を必要とする者を適切に保護しつつ、制度の適正な運用に努めてまいります。
10	適正な在留管理、不法滞在対策、外国人との共生等を進める基本的な方向性については妥当であり、着実に実施すべき。	本計画に示された基本方針に沿って、各施策の適切な実施に取り組んでまいります。
11	外国人の受入れ及び在留管理に関する制度や施策について、行政機関から独立した立場で実施状況や政策効果を監視・検証する仕組みを設けるべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
12	国内外の悪質な送出国機関、仲介事業者及びブローカーによる不適切な募集、情報提供その他の行為を防止するため、関係国や関係機関との連携や監督を強化すべき。	悪質な送出国機関や仲介事業者等による不適切な行為の防止に向け、関係国・関係機関と連携し、適切に対応してまいります。
13	各施策の検討状況や目標設定、その実施結果等を適時公表すべき。	各施策の実施状況等については、個別の施策において、必要に応じて適切に公表してまいります。
	厳格かつ円滑な出入国管理の実現	
14	外国人の入国前審査において、身元、犯罪歴、渡航歴、健康状態その他の必要な情報を十分に確認し、事前審査を厳格にすべき。	査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者等を対象に、入国前にスクリーニングを行うことを可能とする電子渡航認証制度（JESTA）を導入するなどして、厳格な出入国管理を実現してまいります。
15	入国管理を厳格化し、外務省が渡航に関し注意喚起している国からの入国は禁止すべき。	我が国への上陸の可否については、特定の国籍や地域のみを理由とせず、法令に基づき個別の事案ごとに厳格かつ適正に判断してまいります。
16	不法滞在を企図する外国人等の出入国管理上のリスクが高い者を入国させない毅然とした入国審査体制を確立すべき。	上陸審査については、法令に基づき、個別の事案ごとに厳格かつ適正に実施してまいります。
17	入国管理の厳格化のため、入国前・入国後の健康診断や感染症の検査を徹底すべき。	感染症対策の取組としては、我が国における結核患者数が多い国から我が国に渡航して中長期間在留しようとする者に対して入国前の結核スクリーニングを実施しているところですが、引き続き、関係府省庁と連携し、適切に対応してまいります。

18	日本語能力を入国時の必須条件とすべき。	上陸審査については、法令に基づき、個別の事案ごとに厳格かつ適正に実施してまいります。
19	出入国に当たって、入国税や保証金の徴収、出国税の引上げなどを実施すべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
20	本人確認の厳格化。外国人の入国及び在留手続において、生体情報その他の本人確認情報を適切に活用し、なりすましや不正入国を防止すべき。	関係法令に基づき、生体情報等を適切に活用し、引き続き、厳格な本人確認に努めてまいります。
21	国内外の関係機関との情報共有を強化し、テロ組織、過激派組織その他安全保障上の懸念がある者の入国を防止すべき。	国内外の関係機関との情報共有を進め、安全保障上の懸念がある者等の入国防止に適切に取り組んでまいります。
22	真面目に生活している日本人や外国人が不安にならないように、入国管理を厳格化すべき。	上陸審査については、法令に基づき、個別の事案ごとに厳格かつ適正に実施してまいります。
23	治安、感染症、安全保障その他の事情に懸念がある国・地域からの入国については、必要に応じて審査や入国管理を厳格化すべき。	上陸審査については、法令に基づき、個別の事案ごとに厳格かつ適正に実施してまいります。
24	外国人の受入れに関し、事前審査であるJESTAなどは良い方法であり、積極的に推進すべき。	JESTAについて、2028年度中の着実な導入に向けて必要な準備を進めてまいります。
	外国人の適正な在留管理の実現	
25	高度人材の戦略的誘致に向け、J-Find等の関係制度の活用状況や国内定着状況を把握・評価した上で、必要な制度改善を検討すべき。	高度外国人材の受入れに関する制度については、出入国在留管理政策懇談会の議論や外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策の記載等を踏まえ、まずは実態把握に取り組んでいるところであり、その結果を踏まえ、適正化・迅速化等に向けた必要な見直しを行う予定です。
26	外国人育成就労機構における各種申請・届出のオンライン化、関連業務の電子決裁化を着実に進めるべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人育成就労機構の体制整備や手続のオンライン化等の検討を進めてまいります。
27	在留申請のオンライン化が進むにつれ、他人のＩＤ等を悪用し申請を代行するリスクが高まる。本人確認の厳格化や無資格者による介在を排除する対策が必要。	いただいた意見を踏まえ、オンラインシステムの不正利用の防止に努めてまいります。
28	在留資格「経営・管理」の基準見直しにおける客観的・多角的な審査体制を構築すべき。審査の迅速化と正確性を両立させるため、定性的分析及び伴走支援を業とする行政書士等の外部の知見を多角的に活用・反映できる柔軟な審査協力体制を視野に入れるべき。	在留資格「経営・管理」については、事業計画や事業の実態等を踏まえ、客観的かつ適正な審査に努めてまいります。また、事業計画書に関して経営に関する専門的な知識を有する第三者の確認を事前に求めるなど外部の知見を踏まえた審査に努めていますが、いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
29	育成就労制度への円滑な移行と外部監査機能の実効性を担保すべき。不正を未然に防ぐための外部監査の基準を厳格に設定するとともに、外部の専門家による適正な監査が行われる環境整備が必要。	育成就労制度への移行が円滑に行われるよう、関係者への情報提供や必要な環境整備に取り組んでまいります。また、いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
30	在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、企業活動のニーズの変化を踏まえ、大学等での履修専攻と業務内容との関連性要件の撤廃等の制度見直しを進めるとともに、我が国で学んだ留学生が卒業後も円滑に就職・定着できるよう、諸外国で運用されている「卒業生ビザ」などを参照しつつ、在留資格制度の在り方についても検討を進めていただきたい。	本邦の大学等を卒業した留学生に関しては一定の要件のもと、就職活動を目的とする「特定活動」を付与しているところ、いただいた意見を参考にしつつ、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、在留資格等の在り方についても検討を進めてまいります。
31	育成就労制度及び特定技能制度について、受入れ見込み数の設定を当該分野の実態に則した形で機動的に見直すことが求められる。	特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数は、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な分野について、当該分野の実情等を踏まえ、分野を所管する省庁において算出し、有識者から意見を十分聴取した上で適切に設定されたものです。
32	在留諸申請については、適正な雇用管理を行う企業を認定し、当該企業の事務負担軽減を図るよう、各種手続の簡素化等のインセンティブを付与する企業認定制度について検討いただきたい。	現に一定の要件を満たす企業等について、提出書類の簡素化を行っているところ、いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。

33	永住者の法的地位及び生活基盤を安定的に保障する観点から、永住許可の取消事由を安易に拡大すべきではない。	永住許可の取消事由については、永住者の法的地位等に鑑み、必要かつ適切な範囲で定めるべきものと考えています。
34	永住許可基準の厳格化に賛成。永住許可については、在留実績、法令遵守状況、納税及び社会保険料の納付状況等を適切に反映し、厳格に審査すべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
35	永住許可制度は廃止にするか、更新制度とすべき。	永住許可制度を廃止又は更新制とすることは、現時点において考えていません。
36	永住許可基準の厳格化に反対。日本語能力や、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすることに反対。一定水準の日本語能力がなくとも、英語などの言語が使えれば、日本で生活していく上で問題はない。	プログラムを創設することについては、外国人が日本社会に円滑に適応できるよう、受入れ環境整備の一環として、外国人が日本語や社会規範等を学ぶ機会を提供することは、外国人の生活支援の観点のみならず、国民の安全・安心を確保する観点からも重要と考えています。その上で、永住許可審査における日本語能力等の取扱いについては、永住許可制度の趣旨等を踏まえ、適切に検討してまいります。
37	高度外国人材の受入れに賛成。高度外国人材については、学歴や肩書だけでなく、専門性、実績、能力及び我が国への貢献可能性を適切に評価した上で受け入れるべき。	我が国の学術研究や経済社会の発展に寄与することが見込まれる高度外国人材の受入れについて、いただいた意見を参考に引き続き適切に進めてまいります。
38	留学生については、学業成績、修学実態、研究活動その他の在留資格に応じた活動状況を確認し、活動実態が認められない場合には厳格に対応すべき。	留学生の本来活動である教育を受ける活動に疑義がある場合には、慎重に審査するなど、引き続き適切な審査に努めてまいります。
39	日本に長期的に在留又は定住する外国人については、我が国の法令、制度及び社会生活を理解するために必要な一定の日本語能力を求めるべき。	現在も、特定技能や留学などの在留資格では一定の日本語能力が求められているところです。外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策においては、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされているところ、引き続き、多様な意見を伺いながら検討を進めてまいります。
40	家族として在留する外国人に対する日本語能力要件に関し、生活上必要な一定の日本語能力や我が国の制度に関する理解を求めるべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策においては、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされているところ、引き続き、多様な意見を伺いながら検討を進めてまいります。
41	在留する外国人に対し、日本の法令、社会規範及び生活上のルールを遵守する旨の誓約を求めるべき。	いただいた意見は今後の受入れ環境整備における参考とさせていただきます。
42	公衆衛生を確保する観点から、外国人の在留に際し、必要な健康確認や感染症対策を講ずるべき。	感染症対策の取組としては、我が国における結核患者数が多い国から我が国に渡航して中長期間在留しようとする者に対して入国前の結核スクリーニングを実施しているところですが、引き続き、関係府省庁と連携し、適切に対応してまいります。
43	在留カード等に関し、本人確認の正確性及び行政手続の透明性を確保する観点から、外国人住民の氏名などについてカタカナ表記とするなど分かりやすくすべき。	在留カード及び特定在留カードについては、旅券に表記されたローマ字氏名を記載することが原則ですが、一定の要件を満たす場合は漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができます。特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書についても同様です。
44	外国人を受け入れる企業や機関に対し、生活・法令指導、就労状況の把握、失踪防止、在留期間満了時の帰国支援等に関する責任を求めるべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
45	受入れ企業や関係事業者が適切な管理・支援を行わなかった場合には、罰則、許可取消しその他の措置を講ずるべき。	受入れ機関等に法令違反が認められた場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
46	受入れ企業を評価する制度等を導入すべき。	現に在留審査においては、所属機関の受入れ状況等も含めて審査していますが、いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
47	外国人本人又は受入れ機関等に一定の金銭的負担を求め、適正な在留及び出国を確保する制度を検討すべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
48	外国人の家族帯同を制限すべき。外国人の家族帯同については、在留資格、収入、扶養能力、社会保障及び地域社会への影響等を踏まえ、対象や条件を適切に設定すべき。	外国人の家族帯同については、在留資格に応じて家族帯同の可否、対象者や要件を定めており、扶養能力等の個別の事情を踏まえ、関係法令に基づき適切に審査してまいります。いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。

49	在留管理D Xを推進し、在留手続のデジタル化、関係情報の連携及び本人確認の高度化を進め、審査の迅速化、効率化及び在留管理の適正化につなげるべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、関係機関との情報連携や在留管理におけるデジタル技術の活用を進め、正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理に取り組んでまいります。
50	在留審査のデジタル化は行政側の管理強化だけでなく、申請者側の利便性向上につなげるべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、申請者の利便性にも配慮しながら、在留手続等のデジタル化を進めてまいります。
51	地方出入国在留管理官署において、標準処理期間を踏まえた審査体制を整備するとともに、審査の迅速性及び質を継続的に検証すべき。	適正な審査に努めつつ、業務の効率化やDXの推進など審査の迅速化に資する取組を進め、更なる処理期間の短縮を図ってまいります。
52	厳格な在留管理や審査が日本社会等への信頼につながる。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
53	在留外国人の民間医療保険の加入を義務化すべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
54	在留資格「経営・管理」の実態把握強化などが掲げられており、方向性には賛同するが、これまでの制度運用を見ていると実効性に疑問がある。	制度の実効性が確保されるよう、適切に運用してまいります。
55	在留資格審査において、国家安全保障や社会影響等について審査を強化すべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
56	在留許可手数料については、受益者負担、行政コスト及び物価変動を踏まえ、適切な水準に引き上げるべき。	在留許可手数料については、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案し、適切な額を定めるものとしています。
57	永住許可手数料はもっと引き上げるべき。	在留許可手数料については、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案し、適切な額を定めるものとしています。
58	在留許可手数料の引上げに反対。引上げにより、外国人本人及びその家族に過度な負担を生じさせるおそれがあるため、慎重に検討すべき。	在留許可手数料については、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案し、適切な額を定めるものとしています。
59	在留許可手数料の引上げは稼働目的の外国人にはデメリット。考え方の多様性や有能人材を入れるのであればマイナス。治安を考えるのであれば、法律を厳格にすればよい。	在留許可手数料については、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案し、適切な額を定めるものとしています。
60	在留許可手数料を引き上げるのであれば、一気に上げるのではなく、段階的に引き上げるべき。	在留許可手数料については、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案し、適切な額を定めるものとしています。
61	在留許可手数料の引上げに反対。手数料を引き上げれば、非正規の外国人を増やすだけである。	在留許可手数料については、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案し、適切な額を定めるものとしています。
62	在留許可手数料を減額する場合には、真に配慮が必要な者に対象を限定し、安易な減額は行うべきではない。	いただいた意見は制度設計の参考とさせていただきます。
63	弱い立場の外国人には在留許可手数料の減額を認めるべき。	いただいた意見は制度設計の参考とさせていただきます。
64	在留資格「経営・管理」の見直しに反対。資本金の引上げは外国人との共生に背いており、見直しが必要。共生社会への問題解決の方針に逆行するだけである。既存の店舗などが閉店に追い込まれている。	在留資格「経営・管理」の基準の見直しについては、同在留資格が、我が国の経済・社会の活性化に資するという本来の目的に沿った形で運用されるために必要な要件を、諸外国の同様の制度も参考にしつつ、検討したものであり、適切なものと考えています。
65	在留資格「経営・管理」の見直しに関し、資本金の引上げの効果は少ないと考えるので本計画に反対。	在留資格「経営・管理」の基準の見直しについては、同在留資格が、我が国の経済・社会の活性化に資するという本来の目的に沿った形で運用されるために必要な要件を、諸外国の同様の制度も参考にしつつ、検討したものであり、適切なものと考えています。
66	在留審査を厳格化し、生活保護を受けている外国人などは、許可を与えるべきではない。	在留審査に当たっては、外国人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案し、適正かつ厳格に対応してまいります。

67	一部の国においては、偽造書類等が横行している。予算を確保の上、書類確認を外部に委託するなどして、審査を厳格化すべき。	在留諸申請において、提出された資料の信ぴょう性に疑義がある場合は、関係機関に照会を行うなど、適切に対応していますが、いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
68	特定技能制度に反対。日本人の雇用が奪われている。これ以上受け入れるべきではない。	特定技能制度は、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる制度です。なお、日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点等から、分野における５年ごとの受入れ見込数を定め、受入れの上限として運用しています。
69	在留資格の取消しを厳格化すべき。司法判断によらず、行政処分として迅速に在留資格の取消しを行えるよう、運用の厳格化と手続きの簡素化をすべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
70	在留資格の取消要件の新設や拡大の検討にあたっては、具体的な数値に基づき行うべき。	在留資格の取消事由の新設や見直しに当たっては、制度の必要性や影響を適切に検証するため、客観的なデータや具体的な数値も踏まえて検討することが重要であると考えています。
71	特別高度人材制度（J-Skip）により、高収入者に対して配偶者の就労や家事使用人の雇用を認めるなどの優遇措置を拡充しているが、外国人の受け入れ増加につながるため、この制度は廃案にすべき。	特別高度人材制度（J-Skip）は、高度外国人材の中でもトップレベルの能力のある者を受け入れることを目的とするものであり、現時点において廃止することは考えていません。
72	高度人材を受け入れる前に、将来を担う日本人のこどもたちに投資すべき。	高度外国人材の受入れについては、我が国の学術研究や経済社会の発展に寄与することが見込まれることから適切に進めてまいります。
73	在留審査について、審査体制の充実、人員の確保及び業務の効率化等を進め、処理期間の短縮と審査品質の向上を図るべき。	在留審査について、審査体制の充実や人員の確保、DXの推進や業務の効率化を進め、処理期間の短縮と審査の質の向上に努めてまいります。
74	日本語能力試験（JLPT）等が外国人材の日本語能力を測るために広く利用されているが、JLPTでは読む・書く・聞く・話すの4技能すべてを1つの試験で総合的に測定することができないため、日本語を母語としない人向けに4技能を総合的に評価できる試験を新設すべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
75	地方自治体や警察の準備が整うまで、育成就労制度は延期すべき。	育成就労制度については、円滑な運用開始に向け、関係機関と連携して必要な準備を進めてまいります。
76	技能実習生が失踪した場合などの受入れ企業の管理責任を明確化すべき。	受入れ機関等に法令違反や管理上の問題が認められた場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
77	シンガポールの制度などを参考に、厳格な在留管理を行うべき。	諸外国の制度も参考としつつ、我が国の実情や法制度を踏まえ、適正かつ厳格な在留管理に取り組んでまいります。
	外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備	
78	地方公共団体が設置する一元的な相談窓口の機能強化等に関し、地方の役割強化について、「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト」の目標等も参考にすべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討してまいります。また、いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
79	在留外国人に向けた情報発信等に関し、事実と根拠に基づく在留外国人への理解の促進や排外主義の除去等に関する日本の取組についても記載すべき。	いただいた意見は今後の情報発信の参考とさせていただきます。
80	多文化共生施策については、地域の実情に応じた実効性の高い取組の早急な具体化が求められる。特に、日本語能力の向上や日本の文化・慣習への理解促進に向けて着実に推進していただきたい。	これまでも、生活・就労ガイドブックや生活オリエンテーション動画等のコンテンツ作成、外国人支援ポータルサイトにおける情報発信等に取り組んできたところですが、今後も、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に盛り込まれた「日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設」の検討も含め、取組を進めてまいります。
81	日本語・制度・ルール等を学習するプログラムの導入に賛成。外国人が日本語や我が国の制度、法令及び生活上のルールを学ぶ機会を充実させるべき。	日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設については、現在、政府において検討を進めているところですが、いただいた意見も含め、引き続き検討を進めてまいります。
82	日本語・制度・ルール等を学習するプログラムの導入については、地方自治体の負担とならないよう、国が責任をもって導入すべき。	日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設については、現在、政府において検討を進めているところですが、いただいた意見も含め、引き続き検討を進めてまいります。

83	公費による外国人支援に反対。外国人に対する日本語教育、生活支援その他の施策については、公費負担の範囲を限定し、本人又は受入れ機関にも相応の負担を求めるべき。	いただいた意見は今後の受入れ環境整備の参考とさせていただきます。
84	多文化共生社会の在り方を検討するに当たっては、外国人に求める日本語能力や我が国の制度・ルールへの理解など、社会生活を送る上で必要となる基準を明確にすべき。	特定技能や留学などの在留資格では日本語能力が明示されています。また、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策においては、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされているところ、引き続き、多様な意見を伺いながら検討を進めてまいります。
85	在留する外国人に対し、日本語や日本文化の習得等について基準を厳格化・義務化すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策においては、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされているところ、引き続き、多様な意見を伺いながら検討を進めてまいります。
86	外国人との共存を望んでいる人もいるため、在留管理等の厳格化に反対。	外国人との秩序ある共生社会を実現するためには、我が国の法やルールを逸脱する行為に対しては、国籍にかかわらず公正かつ厳正に対処するとともに、在留する外国人の増加に対応できていない諸制度については適正化に向けて改善していくことが必要であると考えています。併せて、受け入れた外国人に対する受入れ環境整備に取り組んでいくことも重要であると考えており、両者を両立させていくことで、秩序ある共生社会の実現に取り組んでいきたいと考えています。
87	生活支援教材（動画等）の充実は有効であり、共生社会の実現に向けて拡大を大いに期待できる。	いただいた意見は今後の受入れ環境整備の参考とさせていただきます。
88	外国人の定住化や家族の増加のため、相談窓口等により地方自治体への負担が増加するのではないかと懸念がある。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づく各般の取組を行ってまいります。また、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
89	受入れ環境整備に関し、人手不足を理由に受け入れた外国人に対し、その受入れに伴い自治体の負担を増やすことは、本末転倒ではないか。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づく各般の取組を行ってまいります。また、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
90	日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムに関し、外国人の日本語学習に税金を使って行うべきではない。	外国人が日本社会に円滑に適応できるよう、受入れ環境整備の一環として、外国人が日本語や社会規範等を学ぶ機会を提供することは、外国人の生活支援の観点のみならず、国民の安全・安心を確保する観点からも重要と考えています。日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設については、現在、政府において検討を進めているところですが、いただいた意見も含め、引き続き検討を進めてまいります。
91	日本語等学習プログラムは、奨励的・福祉的なものとすべき。在留審査での必須条件とすべきではない。	日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設については、在留審査における取扱いも含め、現在、政府において検討を進めているところですが、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
92	定住支援プログラムについて、税金を使用すべきではない。プログラムの在り方を見直すべき。	いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。なお、定住支援プログラムは、難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者など、迫害を受けるおそれがあることから出身国に戻ることができないため我が国での滞在が認められた外国人を対象として、当該者が就職し、自立した生活を送ることができるよう、日本語教育及び生活ガイダンスを行うものです。
93	在留外国人に向けた情報発信に関し、民間団体等と協働する場合は、相手の理念等をしっかり確認すべき。	いただいた意見は今後の情報発信の参考とさせていただきます。
	安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在対策等の推進	
94	「不法滞在」や「不法残留」という用語を、国際的に使用されている「非正規滞在」、「非正規残留」という用語に変更すべき。	「不法滞在」及び「不法残留」という用語は、入管法等の法令において用いられていることを踏まえ、同法に定める在留期間を経過して本邦に在留している状態等を示す用語として用いているものであり、現時点で変更することは考えていません。
95	「IOM自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」の記載については、「国際移住機関（国連IOM）の協力を得て、実施を進めている「自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」」と記載すべき。	「IOM自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」は、事業の名称として用いているものであり、原案では、退去強制が確定した外国人の自発的出国を促す取組の一例として示しているものです。

96	監理措置制度の安定的運用に向けた「官民の共通理解」の促進に向け、入管庁と民間側との間で、実務上の課題を解消するための定期的な協議の機会を設けること、また、制度の濫用を防ぎつつ適正な監理を促すための啓発・周知活動を官民連携で強力に推進する旨を基本計画に盛り込んでいただきたい。	いただいた意見を参考にしつつ、監理措置制度については、関係者への周知を図り、適切な運用に努めてまいります。
97	外国人に我が国の法令やルールの遵守を求めるだけでなく、違反した場合の処分など、厳格に運用すべき。	法令違反等については、違反の内容や在留状況等を踏まえ、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
98	不法滞在、不法就労、在留資格の不正取得その他の制度悪用に対して厳正に対応し、在留状況や活動実態を適切に確認すべき。	法令違反等については、違反の内容や在留状況等を踏まえ、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
99	国において、不法滞在者に対する通報への報奨金制度を設けるなどし、不法滞在者対策を強化すべき。	退去強制事由に該当すると思料する外国人を知った一般の方が通報し、その通報に基づいて退去強制令書が発付されたときは、その通報者に対して報償金を交付することができる制度があります（出入国管理及び難民認定法第66条）。報償金制度については、引き続き適切な運用に努めてまいります。
100	不法滞在や送還拒否を助長することのないよう、収容、仮放免、監理措置及び送還の在り方を見直すべき。	収容、仮放免、監理措置及び送還については、個別の事案ごとに、法令に基づき適切に運用してまいります。
101	送還にあたっては、国際協力を強化すべき。	関係国・地域等との連携を強化し、送還の円滑化に努めてまいります。
102	不起訴などで刑事処分とならなかった外国人であっても、厳格に送還すべき。	退去強制については、刑事処分の有無のみでなく、行為の内容や在留状況等を踏まえ、法令に基づき個別に判断しています。
103	日本の税金を使って送還すべきではない。相手国が支払うなど適正な制度とすべき。	送還については、本人の負担による自費出国許可を積極的に活用しつつ、これを活用できない場合には国費送還を実施しており、引き続き、適正かつ効率的な送還の実施に努めてまいります。
104	入管に収容などした場合は、在日大使館等に全件領事通報すべき。	領事通報については、関係条約等に基づき適切に対応してまいります。
105	犯罪に関与した外国人については、刑事処分の内容だけでなく、行為の性質や在留状況等を踏まえ、在留の可否を厳格に判断すべき。	犯罪の内容、刑事処分及び在留状況等を踏まえ、在留の可否を適切に判断してまいります。
106	具体的な違反事実が確認されていない段階で、単なる疑いのみを理由として関係機関が外国人の情報を入管に提供する仕組みは、外国人の権利を不当に制約するおそれがあるため、行うべきではない。	関係機関から当庁への情報提供については、法令に基づき適切に提供されているものと承知しております。
107	外国人の受入れにあたっては、入口だけでなく、出口（送還）の仕組みも整備すべき。	外国人の適正な受入れを行いつつ、不法滞在者ゼロプラン等も踏まえながら、厳正な出入国在留管理を進めてまいります。
108	不法滞在者ゼロプランに反対。入管にこれ以上権限を与えるべきではない。	不法滞在者ゼロプランについては、現行法令に基づき、不法滞在者対策を適正かつ着実に進めるための取組であり、新たに法令上の権限等を付与するものではありません。
109	不法滞在者ゼロプランに関し、外国人にも人権はあるため、数値目標ありきで進めるのではなく、人権に配慮した対応とすべき。	不法滞在者対策については、個々の事情や人権にも配慮しつつ、法令に基づき適正に進めてまいります。
110	在留期間更新申請などを忘れることもある。不法滞在者ゼロプランは寛容な政策とすべき。	不法滞在者対策については、個々の事情や人権にも配慮しつつ、法令に基づき適正に進めてまいります。
111	不法滞在者ゼロプランについて、行政の悪用を強く懸念。日本が批准している国際人権規約等に則した対応とすべき。	不法滞在者対策については、個々の事情や人権にも配慮しつつ、法令に基づき適正に進めてまいります。
112	不法滞在者ゼロプランの対象者を増やせば、国の負担が増大するだけである。	不法滞在者対策については、必要な体制を確保しつつ、効率的かつ適正に進めてまいります。
113	不法滞在者への対策にもコストがかかるため、不法滞在者に在留資格を与えるなど、コストのかからない方法も検討すべきではないか。	不法滞在者は、本邦から退去することが原則です。その上で、退去強制手続においてその在留を特別に認めるかどうかは、個別の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案し、適切に判断してまいります。
114	不法就労者を雇用する企業・農家等への罰金を現行の数倍に引き上げ、経営者等への罰則を強化すべき。	不法就労対策に関する意見として承ります。
115	入管収容施設においては、被収容者に対し適切な医療を提供しないなどの問題がある。基本的人権に沿った対応とすべき。	被収容者の健康及び人権に配慮し、必要な医療の提供を含め、適切な処遇に努めてまいります。

116	収容にあたっての司法判断や、入管収容施設に対する外部の監視体制を強化するなど、収容に対する透明性を高めるべき。	法令に基づき、収容の必要性や個別事情を踏まえて適切に判断しています。いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
117	監理措置制度ではなく、収容を原則とした退去強制手続とすべき。	令和5年入管法改正（令和6年6月10日施行）により、退去強制手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提とする従来の仕組みを改め、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進めることを可能とする措置である監理措置が創設されました。現行の退去強制手続においては、個別の事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断しているところ、令和5年入管法改正の趣旨を踏まえ、監理措置制度を適切に運用してまいります。
118	収容は必要最小限とし、個々の事情に応じて、社会内で生活しながら手続を進めることができる代替措置を積極的に活用すべき。	監理措置は、退去強制手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提とする従来の仕組みを改め、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進めることを可能とする措置であるところ、今後とも、監理措置の可否については、個別の事案ごとに、法令に従い、適切に判断してまいります。
119	違反している外国人であっても、尊厳や人権は守られるべき。	個々の事情や人権にも配慮しつつ、法令に基づき適正に対応してまいります。
	難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進	
120	送還停止効の例外措置に関し、ノンフルマン原則に矛盾することのないよう、審査手続における弁護士等の立会いを認めるなど、難民認定申請の透明性を確保すべき。	一次審査における事情聴取に際し、親を伴わない年少者等、特に配慮が必要な申請者について弁護士等の立会いを認める取組を実施しているところ、その継続も含めた必要な検討を行いつつ、制度の適正な運用に努めてまいります。
121	難民認定制度の適正化に賛同。難民認定制度の濫用を防止するとともに、真に保護を必要とする者を迅速かつ適切に保護できる制度とすべき。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
122	難民認定制度の不適切な利用を防ぐ観点から、申請の時期、場所、方法及び審査手続等を厳格化すべき。	難民認定制度の誤用・濫用については、本計画において「誤用・濫用的な申請への対策の推進」を掲げているところであり、引き続き真に保護を必要とする者を適切に保護しつつ、制度の適正な運用に努めてまいります。
123	難民認定率が極端に少ない。本来であれば難民と扱われるべき移民たちが適切に扱われていない。まず救済が先決であり、難民と認められる条件や罰則などを厳格化すべきではない。	難民認定申請については、我が国での在留や就労を目的とした誤用・濫用的な申請と判断される事案も少なからず存在していることを踏まえ、真に保護を必要とする者を適切に保護しつつ、制度の適正な運用に努めてまいります。
124	難民認定制度について、公平性、客観性及び専門性を確保する観点から、審査体制、審査機関の在り方を見直すべき。	「審査体制」については、人員の確保や研修の充実に努めてまいります。「審査機関」については、難民等の認定手続とその他の入管行政上の様々な手続とは密接に関連していることから、難民等の認定に関する業務は出入国在留管理庁において行うことが適切と考えております。
125	難民認定審査にＡＩは使用すべきではない。丁寧な対面審査を希望する。	AIを含むデジタル技術の活用については、そのリスクも踏まえつつ、検討してまいります。
126	一時庇護上陸許可により庇護を求める者を確実に保護すべきである。	一時庇護上陸許可については、本計画において「迅速かつ確実な保護に必要な対応を行う」と記載しており、適正な運用に努めてまいります。
127	難民認定手続の透明性を確保するため、「難民該当性判断の手引」の見直しを行うべき。	難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」については、国連難民高等弁務官事務所との協力関係の下、同事務所からも御助言を頂いた上で策定したものであるところ、我が国の難民認定実務や難民を取り巻く諸外国の情勢の変化等を踏まえて、内容の更新の必要性を不断に検討してまいります。
	外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討	
128	外国人政策の基本方針として、秩序ある形で戦略的に我が国に必要な外国人材を受け入れる観点をより明確に位置づけていただきたい。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
129	外国人の受入れ上限を設定すべき。外国人の受入れについて、在留資格、業種、地域などの区分に応じた上限を設け、受入れ規模を適切に管理すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
130	外国人の受入れが治安、雇用、教育、医療、社会保障、住宅及び地域社会等に与える影響を継続的に検証し、その結果を国民に分かりやすく公表すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
131	外国人の受入れには様々な社会的コストが伴う。外国人受入れに伴う社会的コストや国民生活への影響等も検討した上で、政策決定を行うべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。

132	外国人の受入れ人数に関し、年度ごとの受入れ枠や特定期間での受入れ枠を示すなどして明確にすべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
133	在留外国人数、その内訳及び増減の要因について、国会及び国民に定期的に報告する仕組みを設けるべき。	各年における在留外国人数やその国籍・地域別、在留資格別等の内訳については、その推移や傾向等も含め、毎年公表しているところです。
134	政策の成果を客観的に評価できるよう、具体的な数値目標、達成期限及び検証方法等を明確にすべき。	本計画は、出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるものであり、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項等を定めることとなっています。 本計画においても、出入国在留管理行政全体として重点的に取り組む事項について今後の指針を示しているものであり、具体的な数値目標等については、必要に応じ、個別の施策において設定し、本計画においてもその旨記載しております。
135	外国人を受け入れるのであれば、受入れ数や相手国等をしっかり精査してから行うべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
136	移民の受入れに反対。入国管理の甘さ、治安・体感治安の悪化懸念、日本人の雇用喪失、欧州の現状などの理由により、移民の受入れ反対。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
137	治安の悪化など社会不安が増加しており、外国人労働者を受け入れるべきではない。他国の現状も参考とすべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
138	外国人労働者の受入れ拡大については、地域社会、雇用環境、社会保障等への影響を十分に検証し、安易に進めるべきではない。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
139	外国人への生活保護や補助金など、外国人を優遇する制度を廃止すべき。日本人を守るべき。	本計画に示された基本方針に沿って、各施策の適切な実施に取り組んでまいります。 なお、生活保護等については、それぞれの制度の所管省庁において適切に対応されているものと承知しております。
140	労働力不足への対応は外国人を受け入れるのではなく、日本人の雇用環境などを改善すべき。	雇用改善については所管省庁において適切に対応されるものと考えますが、いただいた意見は参考として承ります。
141	日本人が安心して生活できる国にすべき。日本人の生活と安全が最優先。	国民の安全・安心を確保しつつ、本計画に示された基本方針に沿って、各施策の適切な実施に取り組んでまいります。
142	外国人の受入れに係る総量規制（受入れ上限枠）を設定すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、総量規制の設定の是非も含め、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
143	外国人労働者の受入れ拡大に賛成。少子高齢化社会の日本において、介護や建設などの業界において、外国人労働者は不可欠である。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
144	外国人労働者の受入れに当たっては、受入れ人数だけでなく、本人の保護、就労環境、地域社会への影響及び受入れ機関の体制等を総合的に考慮すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
145	選んでもらえる国とするため、日本人と差をつけるのではなく、外国人の人権を尊重する制度設計とすべき。	本計画のⅢに記載しているとおり、全ての取組を通じて外国人の人権に十分配慮しつつ、各施策の適切な実施に取り組むこととしています。
146	外国人を受け入れるにあたっては、日本語教育等に係るコストなどをしっかり踏まえるべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、内閣官房を中心に、日本語教育等に係るコストなども含め、政府全体で外国人の受入れの基本的な在り方の検討を進めてまいります。
	入管DX	
147	A I を最大限活用した在留管理DXを推進し、外国人・企業の利便性向上を両立させる方針を明確化すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、AIを含むデジタル技術を活用し、在留管理の適正化と利用者の利便性向上を進めてまいります。
148	デジタル技術の活用については、JESTA導入に伴う出入国審査に限らず、収容施設や相談対応等の幅広い分野で積極的に活用すべき。	外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づき、出入国在留管理行政におけるデジタル技術の活用を進めてまいります。
149	出入国在留管理行政にA I を活用し、不正申請の検知、審査の効率化、在留状況の把握及び審査品質の向上などを図るべき。	AIを含むデジタル技術を活用し、より適正な出入国在留管理行政の実現に努めてまいります。

	その他	
150	39ページの「外国人に対する誤解や偏見を防ぐため、客観的情報にアクセスできる環境を整備する」について、国民の情報へのアクセスであることを明示しつつ、アクセスに関する環境整備だけでなく、客観的な情報を積極的に発信することを検討すべき。	本計画のⅢ 6（１）に記載しているとおり、外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実に当たっては、国連総会決議で採択された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（GCM）」の趣旨も踏まえることとしております。いただいた意見は今後の制度運用等の参考とさせていただきます。
151	人身取引被害者等への配慮に関し、保護後の滞在に加え、帰国を希望する者に対しても対応するということを示すため、「帰国を希望する者に対しては、国連IOMや関係機関と連携し、正規で安全な帰国や母国での社会復帰支援につなげる」や「国連IOM等の協力も得ながら、入管職員に対して被害者認知、保護の能力向上のための研修を実施してきた」を記載すべき。	人身取引被害者等への配慮について、国際移住機関等の関係機関と緊密に連携しながら、被害者保護への取組等適切な措置をとってきた旨を本計画のⅢ 6（５）に追記しました。引き続き、関係機関と連携し、人身取引被害者等の保護や帰国支援等に適切に対応してまいります。
152	出入国在留管理官署について、立地、交通アクセス、庁舎環境その他の利便性を改善し、利用者が手続を行いやすい環境を整備すべき。	出入国在留管理官署については、各官署の状況を踏まえつつ、庁舎環境や案内体制の改善、オンライン手続の推進等により、利用者が手続を行いやすい環境の整備に努めてまいります。
153	窓口の混雑や長時間の待機を解消するため、予約、呼出し、待ち時間の表示その他の仕組みを導入し、手続の効率化を進めるべき。	窓口の混雑緩和に向け、各官署の状況を踏まえつつ、手続の効率化と利用者の利便性向上に努めてまいります。
154	在留外国人の増加等により、入管の業務も肥大化している。業務の質等を維持するため、職員の増員など入管庁の体制整備を整えるべき。	在留外国人の増加や業務量の変化を踏まえ、業務の質を確保するため、業務の効率化に努めつつ、必要な人員の確保や組織体制の整備に取り組んでまいります。
155	我が国に必要な外国人を適正に受け入れる一方、受入れの必要性が認められない外国人をきちんと見極め、安全な日本を守り続けるために、入管の仕事は極めて重要な業務。その使命を果たして下さっていることに、心から感謝。	今後の出入国在留管理行政について、本計画に示された基本方針に沿って、各施策の適切な実施に取り組んでまいります。また、引き続き、安全・安心な社会の実現に向け、適正な出入国在留管理行政に取り組んでまいります。